

# 洋上風力発電事業について

## ●問合せ

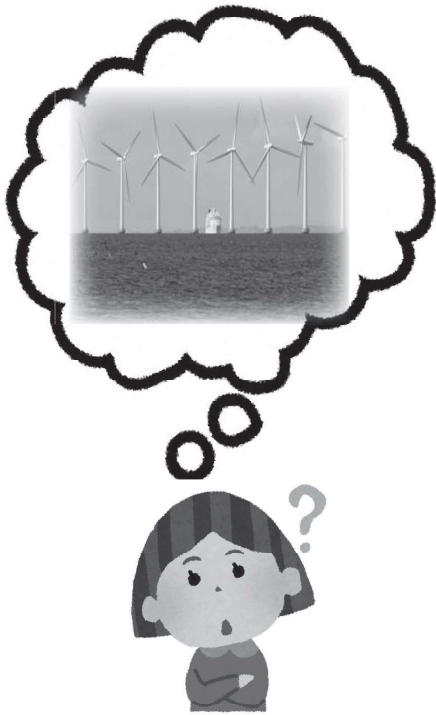
総合政策課企画政策係（内線1302）

市報4月1日号に引き続き、皆さまから寄せられた「意見等」についていくつか紹介したいと思います。

**Q**：洋上風力はここにしかない景色の創造にながりにユニークなスポットになり得るので積極的に誘致してほしいと思います。

**A**：景観については、これまでとは変わることになりませんが、美しい海岸線と沖合の景観は当市の大切な地域資源でありますので、風車が周囲の自然と調和するものとなるよう、地域との合意形成を図っていく上でも十分配慮することが求められると思います。

そして、この自然と人工物である風車が織りなす新たな景観に住む人にも訪れる人にも受け入れられ、当市の新たな魅力ある観光スポットになることを期待しています。いずれ具体的な計画が出てきた段階では、皆様にイメージ図としてお示ししたいと思います。



**Q**：新潟県には多くの海岸がありますが、どうして胎内市沖への誘致を進めようとしているのですか。

**A**：市では、当市の沖合が県の調査により風況や海底面の地質の点で優位性があるとされていること、首都圏とも地理的に近接していることから、洋上風力の適地であると考えて誘致の促進を図っています。

なお、洋上風力発電施設が建設されるまでには、国により促進区域に指定されることが大前提となりますし、また、事業者には環境への影響を事前に十分調査、予測、評価する環境アセスメントの実施が求められることとなります。その調査の過程で本場に建設するのに適切かどうか明らかにされることになっていきます。

**Q**：環境のことも気になります。生き物や景観への影響にはどのように対応するのですか。

**A**：風力発電所の設置は、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（※）の対象となります。このため、例えば、騒音、鳥類等の動植物、景観等への影響について、風力発電事業者が自ら必要な調査・予測・評価を行います。その結果は公表され、一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、よりよい事業計画を定めて適切な環境配慮をすることになっていきます。（経済産業省・国土交通省リーフレットより）

※風力発電事業で出力1万kW以上のものは、必ず実施しなければなりません。

**Q**：海の上の風車の安全性は何によって確保されますか。

**A**：電気事業法などに基づく技術基準に適合しなければならぬことになっていきます。このため、風圧、積雪、地震等（津波を含む）、落雷、波力等に対してしっかりと耐えることができる風車でなければ設置できないことになっていきます。

（経済産業省・国土交通省リーフレットより）

**Q**：そもそも事業の採算性はあるのでしょうか。

**A**：平成29年3月、県では長大な海岸線を地域資源として活用し、海洋再生可能エネルギーの導入を促進するために、本県沖における洋上風力発電事業のポテンシャル（可能性とともっている能力）を調査しました。その結果、胎内市沖では、着床式洋上風力発電（※）の目安とされる風速毎秒6.5m以上を満たしていることが確認されています。事業の採算性についてはですが、洋上風力発電事業は市が行う事業ではなく、民間の事業者が行うものになりますので、当然、採算性なども勘案して事業規模を定め、事業の推進箇所を定めていくことになるものであり、現在、複数の事業者が関心を寄せています。

※着床式洋上風力発電：風力発電機を海底に設置した基礎に固定して発電する方式のこと。

